

社会福祉法人 玄洋会 定款

第一章 総 則

(目 的)

第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

(イ) 障害者支援施設の経営

(2) 第二種社会福祉事業

(イ) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の経営

(ロ) 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業の経営

(ハ) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業の経営

(ニ) 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業の経営

(ホ) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業の経営

(名称)

第二条 この法人は、社会福祉法人玄洋会という。

(経営の原則等)

第三条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、支援を必要とする地域住民に無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第四条 この法人の事務所を福岡県福津市に置く。

第二章 評議員

(評議員の定数)

第五条 この法人に評議員 7 名以上 9 名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第六条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任および解任は、評議員選任・

解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事 1 名、事務局員 2 名、外部委員 1 名の合計 4 名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦および解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦および解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし外部委員 1 名以上が出席し、かつ、外部委員 1 名以上が賛成することを要する。

（評議員の任期）

第七条 評議員の任期は、選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 評議員は、第五条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任されたものが就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第八条 評議員に対して、各年度の総額が 500,000 円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第三章 評議員会

（構成）

第九条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

（権限）

第一〇条 評議員会は、次の事項について決議する。

- （1） 理事及び監事の選任又は解任
- （2） 理事及び監事の報酬等の額
- （3） 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- （4） 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- （5） 定款の変更
- （6） 残余財産の処分
- （7） 基本財産の処分
- （8） 社会福祉充実計画の承認
- （9） その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第一一条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後 3 ヶ月以内に一回開催するほか必要がある場合に開催する。

（招集）

第一二条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が

招集する

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第一三条 評議員会に議長を置き、議長はその都度評議員の互選とする。

(決議)

第一四条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の議決は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任

- (2) 定款の変更

- (3) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第一六条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第一五条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人二名がこれに記名押印する。

第四章 役員及び職員

(役員の定数)

第一六条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理 事 6名以上8名以内

- (2) 監 事 2名以上

- 2 理事のうち1名は、理事長とする

- 3 理事長以外の理事のうち、1名を業務執行理事とすることができる。

(役員の選任)

第一七条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

(理事の職務及び権限)

第一八条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、

業務執行理事は理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

- 3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の業務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第一九条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第二〇条 理事又は監事の任期は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期満了前に役員が退任した場合、補欠として選任された役員の任期を退任した役員の任期の満了する時までとすることができる
- 3 理事又は監事は、第一六条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任されたものが就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第二一条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第二二条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(職員)

第二三条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第五章 理事会

(構成)

第二四条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第二五条 理事会は次の業務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解雇

(招集)

第二六条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、理事会で定めた理事が理事会を招集する。

(決議)

第二七条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は、電磁的記録により同意の意思表示をしたときは（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第二八条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した理事長及び監事は前項の議事録に記名押印する。

第六章 資産及び会計

(資産の区分)

第二九条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産、公益事業用財産の三種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 福岡県福津市奴山字水落616番所在の昭和学園及び児童デイホール 敷地 (3,614.00㎡)
- (2) 福岡県福津市奴山字水落617番所在の昭和学園及び子どもの家 敷地 (2,412㎡)
- (3) 福岡県福津市奴山字水落672番1所在の昭和学園 敷地 (670㎡)
- (4) 福岡県福津市奴山字柱松605番所在の昭和学園作業棟 敷地 (620.00㎡)
- (5) 福岡県福津市津屋崎四丁目1021番所在の浜千鳥 敷地 (95.58㎡)
- (6) 福岡県福津市津屋崎四丁目1022番所在の浜千鳥 敷地 (65.68㎡)
- (7) 福岡県福津市津屋崎四丁目1023番2所在の浜千鳥 敷地 (70.71㎡)
- (8) 福岡県福津市津屋崎四丁目1023番3所在の浜千鳥 敷地 (149.53㎡)
- (9) 福岡県福津市津屋崎四丁目1019番所在の浜千鳥 敷地 (99.18㎡)
- (10) 福岡県福津市津屋崎四丁目1020番所在の浜千鳥 敷地 (109.47㎡)
- (11) 福岡県福津市奴山字柱松603番所在の安ら居 敷地 (507.00㎡)
- (12) 福岡県福津市奴山字柱松604番所在の安ら居 敷地 (505.00㎡)
- (13) 福岡県福岡市東区雁の巣一丁目1243番398所在の福岡東子ども発達センター 駐車場敷地 (44.00㎡)
- (14) 福岡県福岡市東区雁の巣一丁目1243番399所在の福岡東子ども発達センター 駐車場敷地 (119.45㎡)
- (15) 福岡県福岡市東区雁の巣一丁目1243番482所在の福岡東子ども発達センター 駐

- 車場敷地 (13.33㎡)
- (16) 福岡県福岡市東区雁の巣一丁目1243番515所在の福岡東子ども発達センター 駐車場敷地 (9.90㎡)
- (17) 福岡県福岡市東区大岳四丁目385番2所在の桜岳学園 敷地 (1060㎡)
- (18) 福岡県福岡市東区大岳四丁目379番51所在の桜岳学園 敷地 (10465㎡)
- (19) 福岡県福岡市東区大岳四丁目379番55所在の桜岳学園 敷地 (4478㎡)
- (20) 福岡県糟屋郡篠栗町大字尾仲字奥小路1102番7所在の糟屋子ども発達センター 園庭敷地 (197.85㎡)
- (21) 福岡県福津市奴山字水落616番地所在の鉄筋コンクリート造コンクリート屋根2階建昭和学園園舎 1棟 (1,348.80㎡)
附属建物符号1 コンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板葺平家建昭和学園物置 1棟 (7.00㎡)
- (22) 福岡県福津市奴山字水落616番地(家屋番号616番の2)所在の木造かわらぶき平家建児童デイ棟 1棟 (154.00㎡)
- (23) 福岡県福津市奴山字水落616番地(家屋番号616番の3)所在の木造スレートぶき平家建昭和学園中庭1号館 1棟 (40.09㎡)
附属建物符号1 木造スレートぶき平家建昭和学園中庭2号館 1棟 (57.38㎡)
- (24) 福岡県福岡市東区三苫八丁目105番地1及び105番地2所在の鉄筋コンクリート造スレート葺平家建やまと更生センター園舎 1棟 (753.20㎡)
- (25) 福岡県福津市奴山字柱松605番地所在の木造スレートぶき平家建昭和学園作業棟 1棟 (162㎡)
- (26) 福岡県糟屋郡篠栗町大字篠栗字長尾4232番地1(家屋番号4232番1の1)所在の木造スレートぶき平家建ケアホーム若杉1号館 1棟 (264.16㎡)
- (27) 福岡県糟屋郡篠栗町大字篠栗字長尾4232番地1(家屋番号4232番1の2)所在の木造スレートぶき平家建ケアホーム若杉2号館 1棟 (267.47㎡)
- (28) 福岡県福岡市東区三苫八丁目105番地1及び105番地2所在の鉄筋コンクリート造スレート葺平家建やまと更生センター訓練棟 1棟 (1階 78.65㎡・2階 78.65㎡)
- (29) 福岡県福津市奴山字水落617番地所在の木造かわらぶき平家建子どもの家 1棟 (115.28㎡)
- (30) 福岡県糟屋郡粕屋町大字酒殿字上川原1番地23所在の木造スレートぶき平家建宝満園舎 1棟 (274.50㎡)
- (31) 福岡県糟屋郡粕屋町大字酒殿字上川原1番地23(家屋番号1番23の2)所在の木造スレートぶき平家建児童デイホール園舎 1棟 (93.44㎡)
- (32) 福岡県福津市福岡南三丁目1284番地2、1284番地1(家屋番号1284番2)所在の木造スレートぶき平家建福津子ども発達センター本館 1棟 (295.00㎡)
附属建物符号1 木造スレートぶき平家建福津子ども発達センター別館 1棟 (207.12㎡)
- (33) 福岡県糟屋郡篠栗町大字尾仲字奥小路1100番地3、1100番地4所在の木造スレートぶき2階建糟屋子ども発達センター園舎1号館 1棟 (114.00㎡)
- (34) 福岡県糟屋郡篠栗町大字尾仲字ツキダシ1137番地19所在の木造スレートぶき平家建糟屋子ども発達センター園舎2号館 1棟 (276.00㎡)
- (35) 福岡県福津市津屋崎四丁目1022番地、1021番地、1023番地3所在の軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建浜千鳥園舎 1棟 (75.79㎡)
附属建物符号1 軽量鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建浜千鳥パン作業棟 1棟

- (36) 福岡県福津市津屋崎四丁目 1019 番地所在の軽量鉄骨造スレートぶき 2 階建浜千鳥倉庫 1 棟 (36.04 m²)
(145.50 m²)
- (37) 福岡県宗像市神湊字堀田 118 番地 4 及び宗像市神湊字年久保 161 番地 1 (家屋番号 118 番 4) 所在の鉄筋コンクリート造ルーフィング・合金メッキ鋼板ぶき 2 階建ゆうゆうぷらざ (一部に浜千鳥入居) 1 棟 (1 階 2348.71 m²・2 階 545.80 m²)
附属建物符号 1 鉄筋コンクリート造ルーフィングぶき平家建ゆうゆうぷらざ倉庫 1 棟 (35.20 m²)
附属建物符号 2 鉄筋コンクリート造合金メッキ鋼板ぶき平家建ゆうゆうぷらざ便所 1 棟 (9.00 m²)
- (38) 福岡県福津市奴山字柱松 603 番地、604 番地 (家屋番号 603 番) 所在の木造かわらぶき 2 階建安ら居 1 棟 (1 階 330.49 m²・2 階 299.92 m²)
- (39) 福岡県福岡市東区雁の巣一丁目 1243 番地 508、1243 番地 392、1243 番地 396、1243 番地 507 所在の鉄筋コンクリート造かわらぶき平家建福岡東子ども発達センター園舎 1 棟 (495.81 m²)
- (40) 福岡県福岡市東区大岳四丁目 385 番地 2、379 番地 51、379 番地 55 所在の鉄筋コンクリート造スレートぶき 2 階建桜岳学園園舎 1 棟
(1 階 1030.09 m²・2 階 868.67 m²)

3 その他の財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。

4 公益事業用財産は、第 37 条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。

5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第三〇条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、福岡県知事の承認を得なければならない。

ただし、次の各号に掲げる場合には福岡県知事の承認は必要としない。

一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第三一条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第三二条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第三三条 この法人の事業報告書及び収支計算書については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の付属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の付属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第三四条 この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第三五条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第三六条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意がなければならない。

第七章 公益を目的とする事業

(種 別)

第三七条 この法人は、社会福祉法第二六条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 区障がい者基幹相談センター事業
- (2) 地域社会住民の安全と健全な発展を目的とする事業
- (3) 介護福祉士養成・支援の為の事業
- (4) ふくおかライフレスキュー事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。

第八章 解散

(解 散)

第三八条 この法人は、社会福祉法第四六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第三九条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第九章 定款の変更

(定款の変更)

第四〇条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、福岡県知事の認可（社会福祉法第四五条の三六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を福岡県知事に届け出なければならない。

第一〇章 公告の方法その他

(公告の方法)

第四一条 この法人の公告は、社会福祉法人玄洋会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞、又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第四二条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長	楠	峰 光
理 事	中 山	信 彦
理 事	楠	エツ子
理 事	清 原	繁 之
理 事	堤 田	直 人
理 事	金 子	進之助
理 事	花 田	哲 二
理 事	永 島	重 文
監 事	浦 谷	富士子

監 事 久 次 弘 之

附 則

この定款は、平成5年2月10日変更を認可され、平成5年2月17日登記されたものである。

- ・ 平成 5年 5月27日 一部変更認可される。
- ・ 平成 6年 6月27日 一部変更認可される。
- ・ 平成 9年11月26日 一部変更認可される。
- ・ 平成12年 3月30日 一部変更認可される。
- ・ 平成14年 4月30日 一部変更認可される。
- ・ 平成16年 3月 8日 一部変更認可される。
- ・ 平成17年 6月29日 一部変更認可される。
- ・ 平成18年 6月 1日 一部変更認可される。
- ・ 平成19年12月26日 一部変更認可される。
- ・ 平成20年 6月18日 一部変更認可される。
- ・ 平成24年11月12日 一部変更認可される。
- ・ 平成28年 8月 3日 一部変更認可される。
- ・ 平成29年 4月 1日 から施行する。
- ・ 平成29年12月28日 一部変更認可される。
- ・ 令和 1年10月25日 一部変更認可される。
- ・ 令和 2年10月26日 一部変更認可される。
- ・ 令和 3年 8月17日 一部変更認可される。
- ・ 令和 5年 8月23日 一部変更認可される。
- ・ 令和 5年11月 6日 一部変更認可される。
- ・ 令和 6年 8月 5日 一部変更認可される。
- ・ 令和 7年11月12日 一部変更認可される。